

各駅周辺の自転車駐車施設の整備に係る 鉄道事業者・道路管理者からの協力等予定事項

鉄道事業者

(協力内容)

駅名	協力内容
池袋	①東西を結ぶ「ウィロード」脇敷地に建設予定の業務用施設のうち、倉庫として活用予定であった地下部分を用途変更し、駐輪場スペースとして区へ提供する。(約220㎡)
	②池袋駅前公園横の用地(業務用通路の一部)を駐輪場用地として区へ無償提供する。(約200㎡)
	③有楽町線地下通路部分につき、駐輪場としての活用が可能か各法令等の規定がクリアできることを条件に、区へ無償提供する。(約600㎡)
	④北口から池袋大橋に至る歩道に隣接する鉄道用地(線路敷)の一部を区へ無償提供する。(約70㎡)
大塚	⑤南口駅前広場の地下部分を区へ無償提供する。(約1,500㎡)
	⑥駅改良に伴い検討している駅周辺開発に併せ、付置義務分を含めた一定規模の駐輪場を鉄道事業者等で整備・運営する。
	⑦既存の北口置場用地の区への無償提供を継続する。(約168㎡)
巣鴨	⑧商業施設の開発を伴う駅改良に併せ、付置義務分を含めた駐輪場を鉄道事業者等で整備・運営する。(商業施設付置義務台数約60台+60台規模)
	⑨巣鴨駅第三自転車駐車場用地の提供を継続する。(約150㎡ 現行で収容台数130台) また、将来、交通局営業所の改修等を行うことになった場合も、敷地の一部を区の駐輪場用地として可能な限り確保するようにする。
東長崎	⑩駅舎改良工事に伴い、細街路が多く短時間駐車が多い地区特性に配慮し、区の目標台数以上の駐輪場につき、駅の南北口にバランス良く鉄道事業者が自ら整備・運営する。(概ね600台規模)
椎名町	⑪椎名町南口駐輪場につき、引き続き鉄道事業者が自ら整備・運営する。(現行で200台)

(検討内容)

駅名	検討内容
池袋	⑫メトロポリタンプラザ駐輪場の収容台数拡大の実現に向け、区分所有者間で検討する。
	⑬メトロポリタン駐車場東側の業務用に使用している用地につき、放置自転車保管所または駐輪場用地としての活用を検討する。
(仮)雑司が谷	⑭地下鉄13号線の新駅工事の中で、区の駐輪場用地の有効活用に協力する。

.....
(注)以上の「協力内容」「検討内容」とも現時点でのものであり、今後とも継続的に協議を行っていくものとする。

道路管理者(区は除く)

(協力内容)

駅名	協力内容
池袋	(A) 国道254号六ツ又交差点の歩道部分に、区と連携し駐輪施設の整備を行う。(50台規模)
	(B) 富士見橋下保管所(再生用自転車一時保管所)用地について、区への無償占用を継続させる。
巣鴨	(C) 国道17号(白山通り)巣鴨歩道整備事業において、区と連携し駐輪施設の整備を行う。(100台規模)
東池袋	(D) 首都高速5号線高架下自転車置場用地の区への無償占用を継続させる。(350台規模)
	(E) 都道音羽・池袋線(日の出通り)の歩道部分に駐輪場用地の確保を行う。(100台規模)
千川	(F) 千川駅北第二自転車駐車場用地の区の無償使用を継続させる。(300台)
北池袋	(G) 北池袋駅自転車置場用地の区の無償使用を継続させる。(122台)

(検討内容)

駅名	検討内容
椎名町	(H) 環状6号線の拡幅によって生まれる高架下用地において、駐輪スペースとして活用可能な用地の検討を行う。
要町	(I) 駐輪スペースとして活用可能な道路用地の検討を行う。
千川	(J) 駐輪スペースとして活用可能な道路用地の検討を行う。
新大塚	(K) 自転車駐車施設として活用可能な用地や放置自転車の撤去等について、豊島区・隣接する文京区・東京地下鉄等の関係機関と協議し、整備方針を構築する。

.....
 (注) 以上の「協力内容」「検討内容」とも現時点でのものであり、今後とも継続的に協議を行っていくものとする。